

○経済産業省令第六十号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハの規定に基づき、輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十八日

経済産業大臣 武藤 容治

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令を次の表のよう
うに改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

一〇五 (略)

六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊が締約国の軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

一〇五 (略)

六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

七 自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

八 自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

九 自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

十 自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がインド軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

(削る) 七〇十五 (略)	十一 自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊がド イツ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合 十二〇二十 (略)
-----------------------------	---

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
 - 2 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令（令和七年経済産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。
- 表を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
	(傍線部分は改正部分)

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。）第四条第一項第三号ハ及び第四号ハに規定する輸出貨物が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（輸出令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、第一号から第三号までに掲げるときとする。ただし、別表に掲げる場合はこの限りでない。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等の

ために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。

（新設）

一 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸

出貨物が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたとき。

二 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行う旨記載され、若しくは記

（新設）

録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が同欄に掲げる貨物の開発等を行う旨輸入者等から連絡を受けたとき（当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなときを除く。）

三 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行った旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が同欄に掲げる貨物の開発等を

（新設）

行つた旨輸入者等から連絡を受けたとき（当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなきを除く。）

（削る）

（削る）

一 当該輸出貨物を用いて開発等される別表に

掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出貨物が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている場合

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五

号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保

(削る)

(削る)

護措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

四 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む）

(削る)

(削る)

(削る)

む。)の用に供するために貨物の輸出を行う
場合

五 自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメ
リカ合衆国軍隊に対して貨物の輸出を行う場
合

六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊が締約
国の軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

七 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和
六十二年法律第九十三号)に基づく国際緊急
援助活動(同活動に付随して防衛省設置法第
四条第一項第九号に基づき実施される事前の
訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸
出を行う場合

(削る)

(削る)

八 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づく国際平和協力業務（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

九 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び搜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

(削る)

(削る)

(削る)

十 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十一 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物の輸出を行う場合

十二 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）に基づく停船

(削る)

(削る)

検査又は回航措置の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十

(削る)	別表	一 当該輸出貨物を用いて開発等される次に掲
七号)に基づく協力支援活動及び搜索救助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う場合 十五 令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物の輸出を行う場合	別表	(新設)

げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者が次に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている場合

イ (略)

(1) ・ (2) (略)

ロ・ハ (略)

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む

一 (略)

1・2 (略)

二・三 (略)

(新設)

む。）の用に供するために貨物の輸出を行う
場合

三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人

等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第
四条第一項第九号に基づき実施される事前の
訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸
出を行う場合

四 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送

（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一
項第九号に基づき実施される事前の訓練を含
む。）の用に供するために貨物の輸出を行う
場合

五 自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメ

（新設）

（新設）

（新設）

リカ合衆国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊が締約国の軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

(新設)

七 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)に基づく国際緊急援助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う場合

(新設)

八 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)に基づく国際平和協力業務(同活動に付随して防衛

(新設)

省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

九 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び搜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）に基づく船舶検査活動並びにその実施

（新設）

（新設）

に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十一 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物の輸出を行う場合

十二 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十三 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に

（新設）

（新設）

（新設）

関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び搜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を

（新設）

含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十五 令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物の輸出を行う場合

（新設）